

第2回犯罪被害者等基本計画検討会

附帯私訴に関する 検討課題についての考え方

岡村勲

平成17年5月

附帯私訴に関する 法務省検討課題に対して

第2回犯罪被害者等基本計画検討会・法務省（資料4）に関連

1 附帯私訴の必要性

犯罪被害者は、生命身体等の直接の被害だけでなく、経済面や精神面にも及ぶ様々な被害を被る。

そこで、刑事手続そのものに被害当事者として適切に関与できることに加えて、民事の被害回復の場面においても、被害者の尊厳に基いて、迅速円滑な回復に資する適切な制度が設営されなければならない（犯罪被害者等基本法3条、12条参照）。恩恵的なものでなく被害者の主体性を基礎とした制度とするためには、被害者の選択に基づいて、加害者に対する民事上の請求権を簡易迅速に認定する手続的保障が必要である。

そのためには、刑事手続に付随する手続により民事上の請求権を迅速に認め る制度が有益である。

よってわが国においても、ドイツ、フランス、イタリア等の国で採用されて いる附帯私訴の制度を導入すべきである。

2 想定する附帯私訴の制度

犯罪被害者には、当事者として刑事手続そのものに参加できる制度に加え て、附帯私訴により、簡易迅速に民事判決を得ることができる制度が必要で ある。被害者によっては、刑事手続への参加までは望まず、刑事手続に乗っ かって、民事判決を簡易に得たいという差し迫ったニーズもある。

そこで、われわれは、深刻な罪体の争いもなく、控訴もされないで確定す る大方の事件において（ちなみに、一審で確定する事件は、地裁で88%，簡裁で95%），被害者のために簡易迅速に民事判決を獲得する選択肢を提 供するということを主眼とした附帯私訴制度の導入を想定したい。それゆえ、 民事上の複雑な問題があったり、刑事事件に付隨して私訴を行うことが、被 害者にとって有利になるとは言えない状況が生じうる場合には、民事裁判所 で一審から行う権利ないし選択肢を確保したうえで（刑事民事を別々に行う 現行法と同じ状態になる），附帯私訴自体はシンプルな設計でよいと考えて いる。

□ 検討課題1

(問題点)

我が国の刑事訴訟に被害者に民事訴訟の当事者として参加する制度を導入すると、公訴参加の場合と同様に検察官の主張・立証等と被害者のそれと異なる場合において、現行の刑事訴訟の基本構造の下では解決が困難が問題が生じるのでないか。

(当方の考え方)

検察官の主張・立証と被害者の主張立証が大きく異なることは実際上あまり生じない。刑事事件の多くは全面自白事件であるし、我々も、附帯私訴は公訴に附帯して公判にのっかかる想定している。もし、両者の主張が、大きく異なるケースでは、民事裁判所に移送する制度とすればよい。また、刑事（公訴）の判決後、私訴について民事の証拠法則に基づいて審理して私訴の判決を言い渡すというような具体的な制度設計を行うことも考えられる。

当事者主義の一事をもって、被害者が手続の当事者として係ることはできないという考え方は、新たな制度を考案する工夫を最初から放棄しているに等しい。また、当事者主義を取るイタリアにおいては附帯私訴も認められている。基本法12条は、「刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等」を求めており、被害者が当事者として参加することにより生じうる問題点があるとしても、いかに工夫して適切な制度設計を行うか、英知を結集すべきであると考える。

□ 検討課題2

(問題点)

損害額や過失相殺等の民事紛争上の争点が刑事裁判に持ち込まれる結果、審理が複雑化し、迅速な刑事裁判の実現を阻害する恐れがある。

(当方の考え方)

検討課題1と同様、もし、損害額や過失相殺の大きな争点があるのであれば、訴訟のいずれの段階で民事担当裁判所に移送するか、刑事（公訴）の判決後私訴について民事の証拠法則に基づいて審理して私訴の判決を言い渡す等の工夫により解決することができる。

□ 検討課題3

(問題点)

例えば、過失相殺は民事では抗弁として扱われるが、刑事では量刑事情として検察官に挙証責任があるなど、民事と刑事の挙証責任の違いをどのように調整するのか。

(当方の考え方)

例えば、被告人が量刑事情として被害者の過失を主張した場合において検察官が被害者の過失がないことを主張したケースで、被害者の過失の存否が不明の場合には（例えば、被害者が青信号で交差点に入ったか否か）挙証責任の問題で私訴原告に不利になる場合がありえようが、そのような場合には、私訴原告は、移送を求めればよい。交通事故のように過失相殺が主要な争点となるケースでは、被害者代理人としても、附帯私訴を利用するることは少ないのである。

また、検討課題1・2と同様、附帯私訴が提起された後にこのような問題が生じた場合には、民事裁判所への移送により適切に解決することができる。

□ 検討課題4

(問題点)

刑事は事後審、民事の続審という控訴審の構造の違いがあるが、附帯私訴を導入した場合の控訴審の手続をどうするのか。

(当方の考え方)

刑事公判が事後審という性質のゆえに、私訴のための新たな証拠調べを行わないで、控訴審で直ちに判決を言い渡すということが不都合なのであれば、不利益を被る者が民事裁判所に移送することを申立ればよい。

検討課題1・2・3と同様に、刑事判決を出した後に、民事の証拠法則に基づいて私訴を審理して私訴の判決を言い渡すか、あるいは民事担当裁判所に移送するという工夫も考えられる。

□ 検討課題5

(問題点)

起訴された事件の被害者と起訴されない事件の被害者との間の、また、

公判請求事件の被害者と略式命令請求事件の被害者との間の不公平感が無視できないのではないか。

(当方の考え方)

このような不公平感は附帯私訴に限ったことではない。起訴された被害者と起訴されない者との間、執行猶予のついた被告人とつかない被告人の不公平だってある。

□ 検討課題6

(問題点)

附帯私訴の有効性、実効性という観点からは、被告人の雇用主であるとか、被告人が少年である場合の親権者なども被告に取り込まなければ、実効的な被害回復に資することにならないのではないか。他方、そこまで当事者を広げると、手続が煩雑なものとなる。

(当方の考え方)

親権者や雇用主を被告人にする必要があるのであれば、私訴を提起せず、最初から民事担当裁判所に民事訴訟を提起すれば足りることである。

□ 検討課題7

(問題点)

被告人の国選弁護人が附帯私訴についても受任して代理人となれるかという問題についても検討する必要があるのではないか。

(当方の考え方)

その通りである。被告人の国選弁護人が附帯私訴について公費をもって弁護人となれるように検討すべきである。

□ 検討課題8

(問題点)

被害回復に当たり検察官による立証の成果や刑事裁判の結果を活用できるという被害者のニーズに対しては、現行法上、刑事公判記録を閲覧・謄写して利用することが広く可能となっており、また、刑事和解も制度化されたのであるから、まずもって、これらの制度の活用を図ること

によって対応するとともに、現行の訴訟構造に合う形での制度の拡充を検討すべきであり、附帯私訴の導入については、このような現行の訴訟構造を基盤として施策の運用状況を見ながら、なお被害者の保護、支援のために必要かどうか検討を続けるべきではないか。

(当方の考え方)

犯罪被害者等基本法では、12条において、「犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求について、刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずる」義務を規定している。

現行の保護法に基づく刑事公判記録の閲覧謄写は被害者の権利とは構成されておらず、その結果、現実に裁判所から被害者の閲覧謄写が殆ど認められなかったケースもあり、しかもその場合でも不服を申立てる手段も与えられていない。また、刑事和解は、和解が成立した場合にのみ機能する制度であって極めて限定されたケースしか意味を持たない。このようにまだまだ不完全な現行の制度をもって事たれりとすることは基本法の措定する義務にも反すると言わなければならない。

現行では、被害者は、刑事裁判とは別に、別途民事訴訟を提起しなければならないが、その結果

- ① 迅速な救済が得られない。
- ② 被害者は、刑事公判の記録を謄写したうえで、民事裁判用に多数コピーして提出する必要がある。しかも、閲覧謄写が十全に許可される保証はない。
- ③ 被害者は、加害者から回収できる見込みの有無に拘わらず、自腹で印紙を貼付しなければならない。

このように、現行制度は被害者の損害賠償請求の実現にあたって、「適切」でも「円滑」でもないのであって、必要な施策の一環として、附帯私訴の導入を行わなければならないものと考える。

さらに、大多数の刑事裁判においては、被告人にとっても二重に応訴することと比べむしろ利益になるケースも多いし、全体的な訴訟経済にも資することになるので、導入の必要性は高いものと考える。

以上